

## 神奈川県立保健福祉大学同窓会規約

### (総 則)

第1条 本会は、神奈川県立保健福祉大学同窓会と称する。

第2条 本会は、事務局を神奈川県立保健福祉大学事務局内に置く。

第3条 本会は、会員相互に交流し、親睦を深め、学内外の連携を密にすることで、ヒューマンサービスの実現及び母校の更なる発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 卒業生支援
- (2) 在校生支援
- (3) 会員名簿の管理・情報発信
- (4) その他の必要な事項

### (会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部卒業生・大学院修了生、神奈川県立衛生短期大学、神奈川県立栄養短期大学卒業生
- (2) 準会員：神奈川県立保健福祉大学在校生
- (3) 特別会員：正会員以外の神奈川県立保健福祉大学現・旧教職員
- (4) 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、役員会で承認した者

第6条 本会の会費等は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、会費 10,000 円とし、終身会費として一括納入する。ただし、準会員として入会し、会費を納入する場合は、会費の減額の措置を行う。
- (2) 特別会員は、終身会費 10,000 円とし、一括納入する。
- (3) 賛助会員の会費は、1口 10,000 円とし、1口以上納入する。
- (4) 既に納めた会費に関しては、いかなる場合も返還しないものとする。
- (5) 連絡先等に変更が生じた会員は、速やかに本会へ届け出るものとする。

### (役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 監査 2名

第8条 役員は、会員の中から選出し、総会の議決を経て行う。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会の運営を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を執行できないときは、職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会員名簿の管理及びその他必要な事務を行う。
- (4) 書記は、議事録等を作成する。
- (5) 会計は、本会の会計を執行する。
- (6) 監査は、事業及び会計を監査する。ただし議決権を有さない。

第10条 役員の任期は2年とし、次期役員の決定までその任に当たる。ただし、再任を妨げない。

第11条 役員が心身の故障などの理由により職務の執行に耐えないとき、又は役員として相応しくない行為があったときは、役員会の審議を経てその承認により任期を問わず即時解任することができる。

第12条 本会には、顧問を置くことができる。

第13条 顧問は、神奈川県立保健福祉大学教職員等とする。

第14条 顧問は、本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。

#### (総 会)

第15条 総会は、定期総会もしくは臨時総会として開催する。

第16条 総会の議長は会長、もしくは出席した正会員の中から選出する。

第17条 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、規約の改正は出席した正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。なお、出席した正会員には、委任状および議決権行使書を含むものとする。

第18条 定期総会は、毎年開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催することができる。

第19条 総会は、次の事項に関して議決する。

- (1) 事業の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選任
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

#### (役員会)

第 20 条 役員会は、第 7 条に基づく役員をもって構成する。

第 21 条 役員会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業案の審議
- (2) 予算案の審議
- (3) 規約改正の審議
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

第 22 条 役員会は、会長または役員のお分の 1 以上が必要と認めたとき、会長が招集する。

第 23 条 役員会の議長は、会長または副会長がこれにあたる。

#### (運営委員会及び関連組織)

第 24 条 本会は、事業の運営・実施等に関して、総会の議決を経て、運営委員会及び関連組織を設置することができる。

第 25 条 運営委員会及び関連組織は、第 3 条に定めた目的に沿った活動を行う。

第 26 条 運営委員会及び関連組織の細則は、別に定める。

#### (会 計)

第 27 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を持ってこれにあたる。

第 28 条 本会の資金は、会計が管理する。

第 29 条 本会の会計は、会計年度毎に会計監査を受ける。

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 31 条 会費の変更に関しては、総会の議決を経なければならない。

第 32 条 役員及び会員の企画・会議参加時の交通費等は、別に細則を定め支給する。

#### (雑 則)

第 33 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営及び事業の実施に関して必要な細則は、役員会が別に定めることができる。

#### 附 則

この規約は、平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

この規約は、平成 3 0 年 1 0 月 1 3 日から施行する。

この規約は、令和 4 年 3 月●日から施行する。